

岩手県告示第 760 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成 18 年 7 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 起業者の名称 川井村
- 2 事業の種類 川井村国民健康保険川井中央診療所及び川井歯科診療所移転新築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割字中川井地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

申請に係る事業は、川井村が、国民健康保険法第 82 条に規定する国民健康保険診療施設として、川井中央診療所及び川井歯科診療所を移転新築するものであり、法第 3 条第 24 号の「地方公共団体が設置する診療所」に該当する。

従って、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

本件事業の起業者である川井村は、既存の川井中央診療所の設置者であり川井村国民健康保険診療施設設置条例を制定しており、既に本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

川井村では、高齢社会の進展等社会環境の変化に伴う医療需要の増加や複雑多様化に対応して、第五次川井村総合開発計画を策定し、その基本方針である「健康で安らぎのある地域社会の形成」の一環として、川井中央診療所整備を位置付けている。

本件事業は、川井中央診療所及び川井歯科診療所を整備することにより、地域医療体制を充実し住民が利用しやすい環境整備を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、住民の健康づくりの推進に取り組むものである。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本事業地内には、物件等の支障物は存在せず、また、埋蔵文化財、希少性動植物の存否について、川井村教育委員会及び川井村に確認したところ存しないことが確認されている。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

川井中央診療所及び川井歯科診療所として、収用面積、交通条件等の患者の利便性、支障物件の状況、用地取得・造成費等の経済性等を条件に、3つの候補地について比較検討した結果、これらの条件を満たす最適地として起業地が選定され、施設規模も必要最小限の範囲を起業地としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

近年の高齢化と社会構造の変化に伴い、医療需要が年々増加し、かつ、複雑多様化してきている中で、村唯一の医療機関である川井中央診療所は、昭和 50 年度の改築後 30 年を経過し、施設の老朽化が激しいことや廊下等が狭隘なことから、医療機能面で不十分であるなど、利用者の利便性が悪く、患者やその家族に不安を与えている状況にあり、早急な施設の整備が望まれている。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 川井村役場